



平成26年8月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 猿田史典 編集担当責任者 番井菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

きりちゃんの弟子オッさんが行く!



大きい
だから
だから
オッさんだよ



きりちゃん

連携を考える ～事例検討会に行ってきました～



6月の末に千歳の「ミエケン」に行ってきたよ。



ん?千歳市に三重県なんてあったかい?



三重県じゃないよ。見える事例検討会、略して「見え検」。千歳市の地域包括支援センター「きずな」では定期的に「見え検」を開催していると聞いて、おもしろそうだから参加してきたの。



なるほど、「見え検」ね。どんな人が参加していたの?



福祉関係の施設に勤めている人はもちろん、病院の相談員や薬局の薬剤師、それに製薬会社や訪問看護ステーションの方も参加していたよ。市の保健福祉担当部署の人も来ていたし、主催している市内5か所の地域包括支援センターからの参加者と合わせて約20人が一堂に会してひとつの事例と向き合ったんだ。すごいよね。



そんな豊富な顔ぶれの集まりに司法書士も参加できるなんて、うれしいね。ところで、「見える」って、なにが見えるの?



マインドマップと呼ばれる手法を使って「見え検マップ」をホワイトボードに描きながら事例検討を進めていくところに「見え検」の特徴があるんだ。写真(裏面)のように、開始時の情報や項目は基礎的なものなんだけど、それを起点として各参加者が事例提供者といろいろなQ&Aをするうちにどんどん情報が追記され、マップの枝葉が広がっていく。そして、ある程度の情報が挙がったら、次にマップを整理しながら問題の解決策を探る。こうした過程がすべての参加者に「見える」のさ。



それはおもしろそうだけど…そんなにうまくマップが広がっていくものなの?



見え検には、①Accept All(参加者のすべての意見や存在を受け入れる)、②見え検マップに注目、③全員が参加、というルールがあるんだ。で、みんなちゃんとルールを守るから(これが大事!)

…結果としてどんどんマップが広がる。



それで、どんな事例を検討したの?



事例提供者が実際に対応中の案件、認知症高齢者の生活支援についてみんなで検討したよ。いろんな職種が集まっているだけあって質問も多種多様でね、本人の使っている薬の種類や服薬頻度、健康状態や既往歴、食生活に住環境に家族関係に財産状況と次々に。マップの書き手の進行役(ファシリテーター)は大変だったに違いないけれど、それだけ本人が抱えている問題もまた大変ってことなんだよね。実在の方の生の事例のため、情報や検討結果などを紙面に載せられず申し訳ないけれど…現実には起こっている問題だからこそ参加者全員が現実味を持って真剣に検討できたのは間違いないよ。



「見え検」って、事例の検討を通して参加者同士の顔や専門性も一緒に見えてきそうだね。

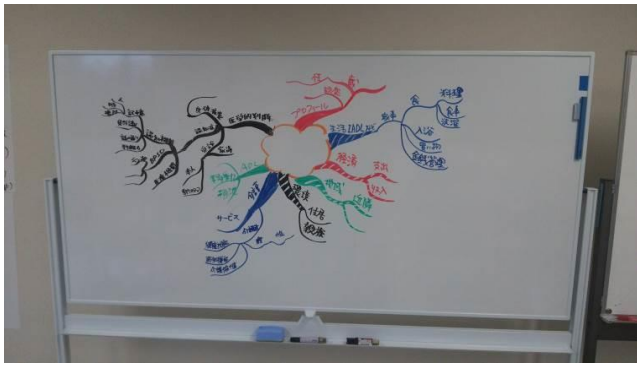


うん。地域や他職種間の連携は大切なことだけど、お互いに顔が見えないままだと、いざというときでもなかなか手をつなぎにくいよね。でも、「見え検」はいい連携の手がかりになると思うし、それは参加者全員きっと同じ気持ち。複雑な問題に対して様々な職種が手分けしたり協力しながら解決を目指す、そんな体制を充実させられるように司法書士もしっかり役割を担っていかなくちゃ!

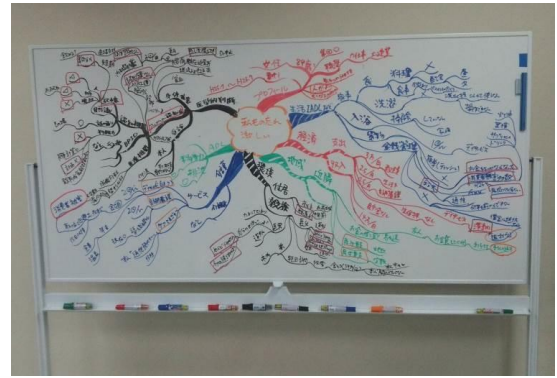


今回「見え検」の取材をさせてくれた千歳市の地域包括支援センター「きずな」及び参加者の皆さん、どうもありがとうございました。読者の皆さんの中で「連携のためにこんな工夫をしているよ!」という方がいたら教えていただけませんか?次はあなたのところへ司法書士がお邪魔するかもしれません。また、こうした紹介をきっかけに「うちでも視察しにいかがか」というヒントになれば幸いです!

【見え検マップ開始時】



【見え検マップ終了時】



釧路に取材に行ってきました！

社会問題への取り組みについて、先端的な活動をしている釧路市にきりばたけ通信編集担当で取材に行ってきました。高齢化社会にむけて成年後見制度で懸念されている担い手不足の対策としての市民後見人制度、格差社会や人口減少により、就労が厳しい社会での自立支援や子ども貧困に対する取り組みなど、様々な方たちからお話をきいてきました。これから数回にわけて、これらの取り組みを紹介し、地域連携の形を模索していきたいと思えます。こうした活動で重要なのはやはり「人」であることは論を待たないところですが、文献を読むのと直接話を聞くのとでは理解に大きな違いがあることも、今回改めて実感しました。現場の生の声をきき、わずかであっても自分自身で体験する。こうした経験が連携を考えたり、何かをはじめ「種」や「肥料」になるのだと感じ入っています。

私たちも、記事を書きながらこうした釧路の取り組みを参考に、司法書士として出来ること、市民として出来ることなどを広い視点で考えていきます。

生活保護法「改正」について


7月から、生活保護法が変わりました。「申請しづらくなるの？」という不安の声も聞かれますが、決してそんなことはありません。「受給要件」(=どういう状態だと保護を利用できるのか)は、今までと変わりません。

「扶養義務が強化された」と言われますが、民法の扶養義務は何も変わっていません。

「扶養照会」(=役所から親戚に対して、援助できるかどうかを問合せるもの)についても、三親等内の親族(おじ・おば等)すべてに対して行わなければならないわけではなく、長い間音信不通であったり、虐待を受けていた場合などは、これまでどおり扶養照会はされません。

不正受給の場合の「保護費の返還」について、保護費からの天引が可能になりましたが、本人の同意があり、かつ、最低限度の生活が維持できる場合に限られます。

お困りのときは、ご相談ください。

司法書士会からの **お知らせ** 

『高齢者・障がい者のための成年後見相談会』

日時 9月9日(火) 10:00~16:00
 場所 札幌司法書士会 法律相談センター
 (札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル3F)

相談料無料 完全予約制
 予約受付電話 011-280-7078
 (リーガルサポートさっぽろ事務局)

主催 札幌司法書士会
 リーガルサポートさっぽろ

編集後記

最近のテーマのひとつに「よりそう」ということがあります。健常者や専門家が、障害者や高齢者などの要援護者との関係を構築する姿勢を表現したものであります。「付かず離れず、ともに歩みながら、必要な援助を惜しまない」ということと理解しています。では、その距離感や具体的な関係性についてはどうでしょう。なかなかズバット表現し定義付けをするのは難しいですね。人それぞれの個性があり必要な援助にも差があるからでしょうか。こんな表現はどうでしょう。「あたかも、視覚障害者に付き添う道案内人のように、自分の腕を貸して、半歩前を歩き、自分の腕に掴る安心感と信頼感を持ってもらいたい。」なにはともあれ、「よりそう人」と、「よりそわれる人」の間での「信頼感」は必須ですね。(ジイ)